

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I. 現状

【1】地域の災害リスク

(1) 洪水・浸水災害リスク

洪水：洪水浸水想定区域図（想定最大規模）

大雨による河川の氾濫による浸水被害が想定されている。

奈良県が公表している洪水浸水想定区域図によると吉野川（紀の川）水系及び高見川の流域では、吉野町上市地区の木材団地では5～10メートルの浸水被害が予想されるほか、国栖地区では最大20メートル以上の浸水が予想されている。

(2) 土砂災害リスク

土砂災害：吉野町地域防災計画

吉野町のハザードマップによると、大雨による土石流、がけ崩れ、地滑りなど、土砂災害が想定される土砂災害警戒区域・土砂災害特別計画区域が770か所指定されている。山間部が多いことから、想定される区域も多く、災害が各地で発生する恐れがある。また土砂災害発生区域に道路が面している区域も多く、道路が寸断され交通網に影響がすることも予想されている。

(3) 地震災害

地震災害：吉野町地域防災計画（第2次奈良県地震被害想定調査報告書）

奈良県が平成16年公表した「第2次奈良県地震被害想定調査報告書」によると、奈良県に影響を及ぼす地震は、内陸型地震と海溝型地震が考えられている。

・内陸型地震（千股断層想定）

想定項目	被害予想			
最大震度	6強			
建物被害	全 壊	1,609棟	半 壊	1,303棟
人的被害	死傷者	87名	負傷者	236名
火災被害	出火件数	12件	焼失棟数	262棟
断水世帯	3,545世帯			
電気使用不可	498世帯			
避難人口	発生直後	3,330人	1週間後	3,535人

(4) 感染症

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当町において多くの町民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(5) その他

吉野町は、日本有数の国産材ブランドある吉野杉を代表とする木材を多く産出する地域です。林野火災がひとたび発生すると地形、水利、交通等の関係から消火作業は困難を極め、大規模火災となる恐れがある。

【2】商工業者の状況

- ・事業所数 629事業所
- ・小規模事業所数 551事業所

	建設業	製造業	小売業	卸売業	サービス業	その他	計
事業所数	72	155	147	13	206	36	629
小規模事業所数	68	132	118	12	190	31	551

【3】これまでの取組

① 吉野町の取組

- ・吉野町地域防災計画の策定
- ・指定避難場所の選定・整備・資機材の配備
- ・空家状況の確認
- ・防災知識の普及
- ・防災教育・訓練の実施
- ・復旧用資材等の点検・整備

② 吉野町商工会の取組

- ・事業所 BCP に関する国の施策の周知
- ・奈良県火災共済協同組合などの損保取扱機関との連携及び損害保険への加入促進
- ・吉野町が実施する防災訓練への参加協力

II. 課題

現状では、緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。

また、保険・共済に対する助言を行える商工会経営指導員等職員が不足している。その為には、リスクに備えた共済・保険について職員等の知識を拡充する必要がある。といった課題がある。

また、感染症対策において、吉野町内の小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

III. 目標

- ・地区内小規模事業者に対して災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、吉野町商工会と吉野町との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ・会員事業所に対し、事業所 BCP の策定支援を、年間を通じていく。
- ・自然災害等のリスクに対応した共済保険制度の未加入事業者へ共済・保険制度に関する説明や相談を実施し、加入促進を図る。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、吉野町内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※その他（必要に応じて、都道府県独自記載事項）

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに奈良県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和3年4月1日～令和8年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・吉野町商工会と吉野町の役割分担、体制を整備し、連携して以下の事業を実施する。

<1. 事前の対策>

- ・吉野町商工会では、多発する自然災害や事故・病気など、日々の様々な経営リスクから企業を守り事業継続を支援する。
- ・今回作成する本計画書を基に、災害時に混乱なく応急対策などに取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・会報や吉野町広報紙、ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型ウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型ウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 商工会、商工会議所自身の事業継続力強化計画の作成

- ・吉野町商工会は、令和2年事業継続力強化計画を作成（別添）

3) 関係団体等との連携

- ・連携する損保会社や奈良県商工会連合会へ専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険や生命保険、傷害保険等の紹介等を実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認
- ・（仮称）吉野町事業継続力強化支援協議会（構成員：吉野町商工会、吉野町）を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（マグニチュード7.1の地震）が発生したと仮定し、吉野町との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

<2. 発災後の対策>

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で吉野町内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後速やかに職員の安否報告を行う。
(SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況(家屋被害や道路状況等)等を吉野町商工会と吉野町で共有する。)
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、吉野町における感染症対策本部設置に基づき吉野町商工会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・吉野町商工会と吉野町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
(豪雨における例) 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に勤務する等。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、3日以内に情報共有する。

(被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・吉野町内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・吉野町内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害がない	<ul style="list-style-type: none">・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものと考える。

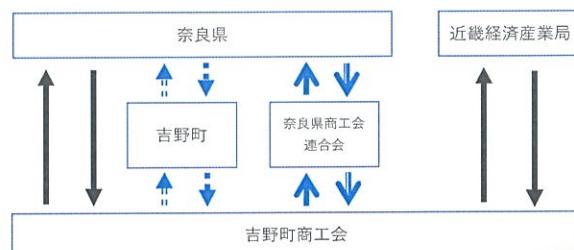
- ・本計画により、吉野町商工会と吉野町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発生後～1週間	1日に3回共有を行う
1週間～2週間	1日に2回共有を行う
2週間～1ヶ月	1日に1回共有を行う
1ヶ月以降	2日に1回共有を行う

- ・吉野町で取りまとめた「新型感染症対策行動計画(仮)」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する

<3. 発災時における指示命令系統・連絡体制>

- ・自然災害等発生時に、吉野町内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・吉野町商工会と吉野町は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・吉野町商工会と吉野町が共有した情報を、奈良県の指定する方法にて吉野町商工会又は吉野町より奈良県へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、吉野町商工会と吉野町が共有した情報を奈良県の指定する方法にて当会又は吉野町より奈良県へ報告する。



<4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援>

- ・相談窓口の開設方法について、吉野町と相談する（吉野町商工会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・吉野町内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市町村等の施策）について、吉野町内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

<5. 地区内小規模事業者に対する復興支援>

- ・奈良県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を奈良県等に相談する。

※ その他（必要に応じて、都道府県独自記載事項）

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに奈良県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和2年12月現在)

- (1) 実施体制（商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等）



- (2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

- ① 当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 桜田 典征（連絡先は後述（3）①参照）

- ② 当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）

※以下に関する必要な情報の提供及び助言などを行う

・本計画の具体的な取り組みの企画や実行

・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（1年に1回以上）

- (3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

- ① 商工会／商工会議所

吉野町商工会

〒639-3114

奈良県吉野郡吉野町丹治 163-1

TEL : 0746-32-3244 FAX:0746-32-8317

E-mail yoshino8@oak.ocn.ne.jp

- ② 関係市町村

吉野町

〒639-3192

奈良県吉野郡吉野町上市 80 番地の 1

TEL : 0746-32-3081 FAX:0746-32-8855

E-mail sangyou3@town.yoshino.lg.jp

※ その他（必要に応じて、都道府県独自記載事項）

・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに奈良県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
必要な資金の額	200	200	200	200	200
・専門家派遣費	40	40	40	40	40
・協議会運営費	10	10	10	10	10
・セミナー開催費	50	50	50	50	50
・パンフ、チラシ作製費	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

会費収入、吉野町補助金、奈良県補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

<p style="text-align: center;">連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p> <p>奈良県商工会連合会 会長 松塚幾善 〒630-8213 奈良県奈良市登大路町 38-1</p> <p>奈良県火災共済協同組合 会長 松塚幾善 〒630-8213 奈良県奈良市登大路町 38-1</p>	
連携して実施する事業の内容	
<p>1. 会員事業所向け BCP セミナーの開催</p> <p>連携損保会社や奈良県商工会連合会には BCP 策定支援の専門家が在籍しており、セミナーの講師や専門家派遣、損害保険の紹介や説明の実施について指導をいただく。</p>	
<p>2. 個別訪問・相談会の実施</p> <p>経営指導員が巡回や窓口相談実施時に、自然災害等のリスクに対応した共済・保険制度の加入確認を行い、未加入事業者には、連携損保会社による個別訪問や相談会を実施する。</p>	
連携して事業を実施する者の役割	
<p>上記 1.、2. の事業において専門家の目線で自然災害などのリスクに備え、事前に必要と考えられる保険への加入、または保険内容の確認。災害発生から被害を最小限に抑えるための準備や連携の確認。</p>	
連携体制図等	
<pre> graph TD A[吉野町商工会 事務局長] --- B[吉野町商工会 法定経営指導員] B <--> C[吉野町 産業振興課] B <--> D[吉野町 総務課] E[連携損害 保険会社] <--> B </pre> <p>組織図：吉野町商工会連携体制図</p> <p>図中には、吉野町商工会事務局長、吉野町商工会法定経営指導員、吉野町産業振興課、吉野町総務課、連携損害保険会社が示されています。吉野町商工会法定経営指導員は、吉野町商工会事務局長と連絡調整を行なうことを確認し、吉野町産業振興課、吉野町総務課と連携するとの確認を得ています。また、連携損害保険会社は吉野町商工会法定経営指導員と指導・助言の依頼を行なっています。</p>	